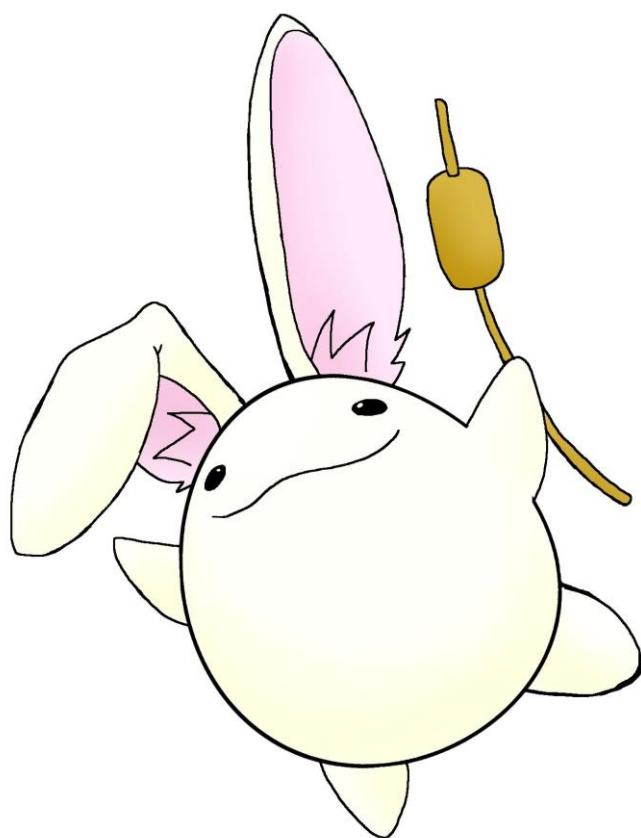


令和7年度



学校いじめ防止基本方針



さいたま市立沼影小学校

さいたま市立沼影小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめは絶対に許されないものであり、決して見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。学校が一丸となって組織的に対応する。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携して事後指導にあたる。
- 6 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童（生徒）への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童（生徒）の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものである。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。
- (2) 構成員：校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
学校地域連携コーディネーター、研修主任
民生委員・児童委員、学校運営協議会委員 等
※必要に応じて、警察関係者等の公共機関との連携を図る。
- (3) 開催
 - ア 定例会（5月・2月）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取・情報収集
 - エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - カ 発見されたいじめ事案の対応
 - キ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）
 - ク 構成員の決定
 - ケ 重大事態への対応

2 子どもいじめ防止対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会（企画委員長、企画委員：5・6年生各学級2名）、代表委員（4年生各学級男女1名ずつ、5・6年生各学級2名ずつ、委員会各委員長）、必要に応じて各クラブ代表を招集する。
- (3) 開催
 - ア 定例会（各学期1回）
 - イ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、4年生以上の各クラス学級代表が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 「特別の教科 道徳」の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 「特別の教科 道徳」の時間を通して

- 「いじめ撲滅月間」（6月）に、いじめの未然防止に係わる内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅月間」の取組を通して

- 各学年の児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学校スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長講話による指導
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめ未然防止に向けた学級担任による指導
 - ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 毎学期初めと終わりに計3時間、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施し振り返りを行うことにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手がもっと話したいと思う話の聴き方について考えよう」等のロールプレイを繰り返すことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
 - ・授業中は、発表する人の方を向く。 ・異学年交流を行う。
 - ・授業中に意見を発表したり、交流したりする活動を通して、コミュニケーション能力を育てる。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気

の醸成に活かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスの対処法などを身に付ける。特に、いじめはいじめられていても本人がそれを否定する場合があります。とを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：全学年 学級活動 「いのちの支え合い」を学ぶ授業
- 実施時期： 1～4年生：11月 5年生：6月 6年生：9月

5 メディアリテラシー教育を通して

「スマホ・タブレット安全教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「スマホ・タブレット安全教室」の実施：6年生 5月13日予定

6 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもの基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

・児童のささいな変化に気付くこと（声掛けリスト等の活用）。

・気付いた情報を共有すること。

・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底 等

(2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等

(3) 休み時間：独りぼっち。「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等

(4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け 等

(5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施をする。

アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回）

(1) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。

(2) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、記録をとり保存する。そして、学年・学校全体で情報共有する。

3 「心のカード」の実施

毎月の月のはじめの朝自習でアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める

4 「心のポスト」心のポストの設置

校内に、児童の声を受け取ることができる心のポスト設置して、いじめの早期発見に努める。

5 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) いじめがあったか、毎月担任が振り返ることで個々の意識を高め、「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

6 教育相談週間（日）の実施

(1) 毎月1回教育相談日を設ける。

保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

7 保護者アンケートの実施

(1) アンケートの実施：

①学校評価としてのアンケート ②体罰・暴言等のアンケート ③いじめアンケート

(2) アンケート結果の活用：アンケート結果を踏まえ、情報の確認・早期の適切な対応。

8 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：2月情報交換
- (2) 防犯ボランティア・SSN：育成会を中心とした防犯活動。年2回の防犯ボランティア・SSN会議
- (3) 学校運営協議会：協議委員・協議員会議、授業参観（年2回）
- (4) 学校体育施設開放運営委員会：体育施設等の開放の連絡・調整。少年団との児童に関する情報交換（年2回）

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「**児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応**」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を補佐し、適切な情報収集に努め、対応する。
- 教務主任は、校長、教頭を補佐し、担任・学年との連絡調整をする。
- 担任は、事実確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、該当担任・学級を支援できる体制を整える。
- 学年主任は、学年児童全体への影響を最小限に食い止められるようにする。校長、教頭に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、教育相談を随時受けることができるよう体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に発達障害等が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、児童との信頼関係に基づく教育相談を実施する。
- さわやか相談員は、保護者や学校の要請に応じ、適切な相談体制の充実を図り、教職員との連携を図る。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援に関する指導・助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、専門的な立場から、家庭生活や児童をとりまく「環境」の相談やアセスメントや学校と関係機関が連携するための助言や支援を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見、早期対応、インターネットを通じて行われるいじめの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- （1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底・・・4月の年度初めに配付。
- （2）取組評価アンケートの実施、結果の検証・・・7月、11月に配付・集計・検証。

2 校内研修

全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を行う。

（1）「わかる授業をすすめること」

○授業規律・授業開始・終了時間の徹底。

- ・ 児童が自らの学習活動をつくる授業実践。
- ・ 互いに違いを認め合い、支え合い、学び合う雰囲気。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

○児童生徒理解・・・毎月の生徒指導・教育相談研修での情報交換、ケース会議等

(3) 情報モラル研修

○個人情報に係る研修・4月の年度当初に個人情報の扱いについて確認し共通理解を図る。
・7月に情報モラル研修を実施する。

(4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

ア ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため

イ 回数 年1回（夏季研修で実施）

ウ 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

(5) 人権教育に係る研修

○校内研修の実施。

X P D C Aサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

1 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期：6月、11月、2月とする

(2) いじめ対策委員会の開催時期：5月、2月とする。

(3) 校内研修会の開催の時期：4月、9月、1月とする。